主 文

本件各上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人Aの負担とする。

理 由

被告人両名の弁護人大塚喜一郎の上告趣意(後記)は、憲法違反及び判例違反を 主張するけれどもその実質は、いづれも刑訴四一一条に該当する事由のあることを 主張するに帰するのであつて上告適法の理由にならない。また記録を精査しても同 四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条一八一条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年八月九日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長名	Э Ш	太一	郎
裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介